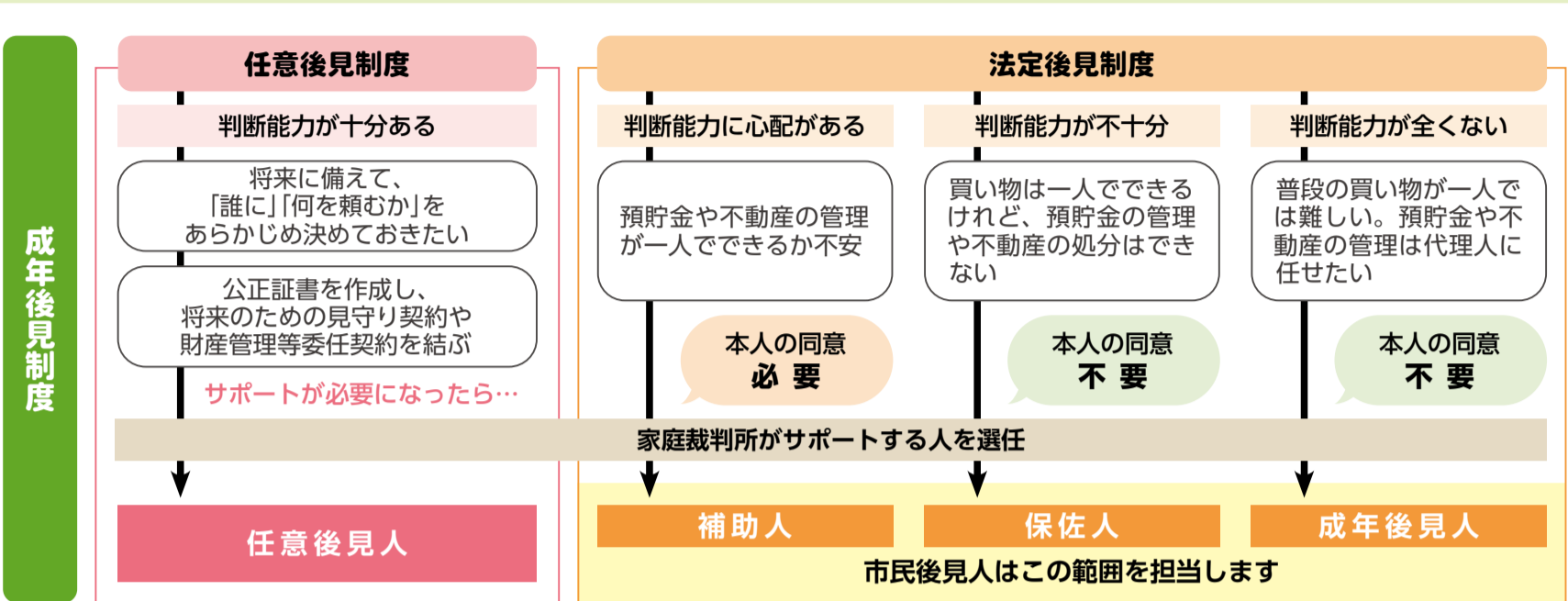


\\ご存じですか?\\

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等によって、お金の使い方や書類の手続き、福祉サービス等の契約を一人で考えて決めることに不安や難しさがある方(本人)をサポートする制度です。

「もしも」の未来のために、知っておくと安心な「成年後見制度」についての詳細は、厚生労働省HP(右記二次元コード)をご覧ください。



後見人等の活動内容の例

お金の管理や不動産の処分、悪質な契約の取り消しなど、本人の財産の管理

定期的な見守りや、福祉サービスを利用するための契約、病院や施設への入所手続き

家庭裁判所への活動報告

後見人等になる人

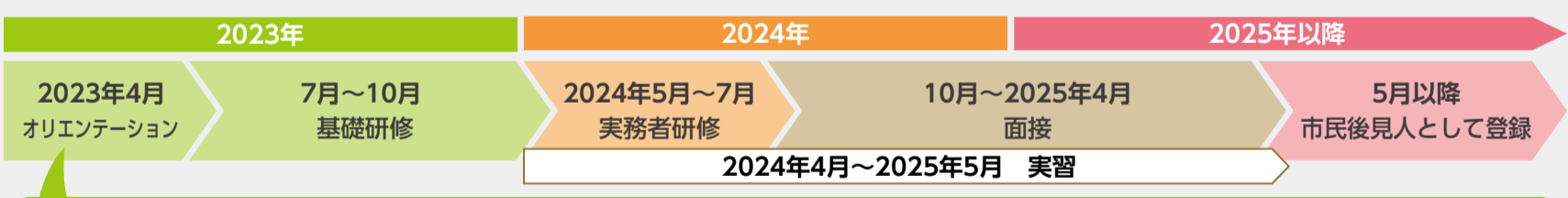
法定後見制度では、家庭裁判所によって親族のほか、弁護士等の専門職、研修を受けた市民後見人等から、本人の状況に合わせて最も適任と思われる方が選ばれます。親族や専門職、市民後見人でも主な役割に違いはありません。

特に、市民後見人は複雑な法律问题やトラブルがなく、主に見守り等の支援を必要とするケースを担当します。

第6期 町田市市民後見人育成研修

これから市民後見人として活動を希望する方は、成年後見制度の基礎や、障がい等に関する知識、福祉に関する各種制度等について2年間(実習期間を含む)の研修を通して後見活動への自信をつけ、市民後見人として登録されます。ボランティアや地域貢献、成年後見制度に関心のある方は、オリエンテーションにご参加ください。

町田市市民後見人登録までのスケジュールの例



第6期町田市市民後見人育成研修オリエンテーション

日時 第1回 4月23日(日)午前9時30分~正午
第2回 4月30日(日)午後1時30分~4時
(各回とも同一内容)

参加方法 オンライン(Zoom)

定員 100人(申し込み順)

申込 町田市社会福祉協議会HP(右記二次元コード)で申し込みまたは電話で同協議会福祉サポートまちだ(☎720・9461)へ。

町田市社会福祉協議会によるサポート体制があります

- ▶ 市民後見人のための後見業務マニュアルを用意
- ▶ 市民後見人を対象とした研修会(年4回)の実施
- ▶ 弁護士や社会福祉士などによる個別相談
- ▶ 家庭裁判所への活動報告の支援

町田市市民後見人の累計受任件数は多摩26市中1番!(2023年3月末現在)

今も未来も大切に
町田市のSDGs

市民後見人育成研修、成年後見制度の利用に関する問い合わせはこちら!

問 ▶ (社福) 町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ ☎720・9461 FAX725・1284
▶ 町田市福祉総務課 ☎724・2537 FAX050・3101・0928

▲福祉サポートまちだHP